	以 版 场
教育長	令和3年度第2回沖縄市教育委員会定例会をこれから開会いたします。はじめに事務局より、本日の会議について説明をお願いいたします。 教育総務課長より、出席者及び議事日程について説明。
教育長	本日の会議録の署名については、下地輝美委員を指名いたします。 それでは日程第1、「教育長の一般報告」について報告いたします。確認したい点がありましたら、ご質疑等よろしくお願いいたします。
各委員	質疑なし。
教育長	それでは、私の方から何点かご報告いたします。
	報告資料「4月教育長参加行事一覧」のとおり報告。
教育長	続いて、日程第 2、議案第 1 号「宮里中学校新増改築事業工事計画について」事務局より説明をお願いいたします。
施設課長	それでは議案第 1 号「宮里中学校新増改築事業工事計画について」説明いたします。
	施設課長より、別紙「宮里中学校新増改築事業工事計画について(策定)」のとおり説明。
	以上でございます。
教育長	ただいまの議案につきまして、質疑等はありませんか。

嘉納委員

二点質問がございます。一点目、総事業費が46億円とかなりの金額になっている理由について、二点目、35年の築年数での建て替えについて、どの校舎でも同じような耐用年数での建て替えになるのか説明をお願いします。

施設課長

総事業費につきましては、宮里中学校は市内でも最大規模の 学校となっているため、それに伴いまして事業費も高額となっ ております。改築に係る築年数については、令和2年度に策定 しました長寿命化計画に基づき計画を進めていくことになりま す。今回の宮里中学校については、内部調査の結果、改築要件 を満たしていることから改築工事を計画いたしました。今後は、 計画的な修繕を入れることにより、80年から100年と長く施設 を使うような施設管理を行っていきます。

嘉納委員

宮里校区の児童生徒数の将来予測図を勘案して校舎設計を行っているのでしょうか。

施設課長

令和2年度の長寿命化計画の人口の将来予測図を勘案して校舎設計を行っております。将来的には子供の人口が減っていくことが予想されますので、それに対応できるような教室設計を検討してまいります。

下地委員

配置計画案の配置案②を採用した場合、近隣住民への現状の 利害についてはどうなっていますか。

施設課長

現時点では近隣住民から問題等の報告はありませんが、近隣 住民への説明や丁寧な対応を実施していきます。

教育長

他に質疑等はありませんか。

嘉納委員

配置計画案の配置案①と配置案②において、グラウンドが縦と横でどのような違い、影響がありますか。

会 議 録

施設課長

グラウンドを入れ替える場合と入れ替えなかった場合のイメ ージ図として載せているので、今後計画を進めながら調査して いきたいと考えております。

教育長

他に質疑等はありませんか。

各委員

質疑なし。

教育長

それでは、議案第1号「宮里中学校新増改築事業工事計画に ついて」は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

教育長

異議なしとのお声をいただきましたので、議案第1号につい て、原案のとおり決定いたします。以上をもちまして「宮里中 学校新増改築事業工事計画について」を終了いたします。

教育長

続いて、日程第3、議案第2号「令和3年度沖縄市一般会計 補正予算(第1号)に関する意見について 事務局より説明を お願いいたします。

教育総務課企 主幹

それでは、「令和3年度沖縄市一般会計補正予算(第1号)に 画調整担当副 | 関する意見について」説明いたします。

> 教育総務課企画調整担当副主幹より「令和3年度沖縄市一般 会計補正予算(第1号)に関する意見について」のとおり説明。

以上でございます。

教育長	ただいまの議案につきまして、質疑等はございませんか。
城間委員	衛生用品の提供方法についてはどのように対応していきます
	カ ^ゝ 。
指導部長	保健室への設置及びこども生活サポートチームという貧困世 帯を巡回している職員にて対応していきます。こども生活サポ
	ートチームは女性で構成されていて、女性のデリケートな部分
	にも対応できるようになっております。
教育長	他に質疑等はありませんか。
教育及	他に貝焼守はめりませんが。
嘉納委員	しらみシャンプーについては学校から要望があったのでしょ
	うか。
指導部長	はい。学校からの要望がございました。
教育長	他に質疑等はありませんか。
各委員	質疑なし。
1 分	貝がなし。
教育長	
	(第1号)に関する意見について」は、原案のとおり決定して
	よろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
可安县	火 ਾ双'& し。
教育長	異議なしとのお声をいただきましたので、議案第 2 号につい
	て、原案のとおり決定いたします。以上をもちまして「令和3

年度沖縄市一般会計補正予算(第1号)に関する意見について」 を終了いたします。

教育長

続いて、日程第 4、議案第 3 号「沖縄市学校教育施設等駐車 使用規則の一部を改正する規則」事務局より説明をお願いいた します。

教育総務課長

それでは「沖縄市学校教育施設等駐車使用規則の一部を改正する規則」説明いたします。

教育総務課長より「沖縄市学校教育施設等駐車使用規則の一部を改正する規則」のとおり説明。

以上でございます。

教育長

ただいまの議案について、質疑等はありませんか。

城間委員

当該学校教育施設等において業務に従事する者との記載がありますが、学校現場で働いている者が他に追加となることもありますか。

教育総務課長

学校現場で働いている者が追加となることはございません。 20ページにございます、規則の第3条第2項において対象外と なる者を規定しております。例としましてボランティアとして 働いている方やPTA事務の方は対象外となっております。

教育長

他に質疑等はありませんか。

稲嶺委員

業務に従事する者とは、学校で働く人のうち教育委員会に所属する者から徴収するということでしょうか。

教育総務課長

前提としまして対象職員とは、「当該学校教育施等を主たる業務場所とし、通勤を目的として車両を駐車使用する者」となっております。その中で規則の第3条の第1号、第2号において徴収する職員を規定しております。

稲嶺委員

使用料の徴収の中で週の勤務時間について 20 時間での定め がございますが、給食センターの委託業者の週の勤務時間はど れくらいでしょうか。また、委託業者についても駐車料金を徴 収するのでしょうか。

教育総務課長

給食センターの委託業者につきましても、規則の別表 1 に沿って徴収をいたします。勤務時間については、ほとんどの方が 週 20 時間以上の勤務時間となっておりますが、一部準社員やパートの形態をとっている方もございます。

嘉納委員

駐車料金の徴収方法については毎月の徴収でしょうか。

教育総務課長

21ページにございます、規則の第9条の使用料の徴収において定めておりますとおり6月、9月、12月及び3月又は使用期間が終了した翌月のうち、いずれか早い月での徴収となっております。

稲嶺委員

駐車使用料を徴収することで、優秀な人材が他市町村へ流れてしまうことが懸念されますが、徴収について学校現場の先生方からの意見等はないのでしょうか。また、駐車使用料の使途についてはどのようになっていますか。

教育総務課長

学校現場からは、駐車使用料を徴収することについて、かなり抵抗の声があがっております。昨年度も学校長、教頭を対象に説明会を実施しましたが、その中でも反対の声を受けております。また、駐車使用料の使途についても、説明会にて説明を行いましたが、現場の先生方へ正確に届いていないというのを

承知しているところでございます。使途については、施設の維持管理費に充当するということで説明をしておりますが、今後、指導部とも調整を行いながら、学校側が納得できるような予算の使い方について検討してまいります。

嘉納委員

実際の駐車使用料の徴収率はどうなっていますか。

教育総務課長

学校における駐車使用料の徴収率につきましては98%となっております。

城間委員

徴収方法について支払いづらいとの意見がございましたが、 どうなのでしょうか。

教育総務課長

納付書でのお支払いをお願いしておりますので、支払の面で 負担を強いている部分がございます。

教育長

他に質疑等はありませんか。

各委員

質疑なし。

教育長

それでは、議案第3号「沖縄市学校教育施設等駐車使用規則 の一部を改正する規則」は、原案のとおり決定してよろしいで しょうか。

各委員

異議なし。

教育長

異議なしとのお声をいただきましたので、議案第3号について、原案のとおり決定いたします。以上をもちまして「沖縄市学校教育施設等駐車使用規則の一部を改正する規則」を終了いたします。

教育長

続いて、日程第 5、報告事項「臨時代理について(校長、 教頭の途中昇任について)」事務局より説明をお願いいたしま す。

指導課長

それでは「臨時代理について(校長、教頭の途中昇任について)」説明いたします。

指導課長より「臨時代理について(校長、教頭の途中昇任について)」のとおり説明。

以上でございます。

教育長

ただいまの説明について、質疑等はありませんか。

各委員

質疑なし。

教育長

続いて、日程第6、報告事項「臨時代理について(地方自治法第180条の2に基づく協議について)」事務局より説明をお願いいたします。

教育総務課長

それでは「臨時代理について(地方自治法第 180 条の 2 に基づく協議について)」説明いたします。

教育総務課長より「臨時代理について(地方自治法第 180 条 の 2 に基づく協議について)」のとおり説明。

以上でございます。

教育長

ただいまの説明について、質疑等はありませんか。

各委員	質疑なし。
教育長	続いて、日程第7、報告事項「その他」休憩します。
教育長	再開いたします。これにて令和3年度第2回沖縄市教育委員 会定例会の全日程を終了いたします。大変お疲れ様でした。